

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第278号)

平成15年10月30日

横情審答申第278号

平成15年10月30日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成14年6月27日戸サ第519号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保育の実施会議録 市立川上保育園（平成13年2月8日実施）のうち、0歳児に係る部分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保育の実施会議録 市立川上保育園（平成13年2月8日実施）のうち、0歳児に係る部分」を一部開示とした決定のうち、児童に付された整理番号を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「保育の実施会議録 市立川上保育園（平成13年2月8日実施）のうち、0歳児に係る部分」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年4月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の審査内容に記載された事項のうち、各選考対象児童に付番している整理番号（以下「本件整理番号」という。）及び家庭や児童自身の特定の状態を示した情報を非開示とした。

本件申立文書に記録された本件整理番号は、保育の実施審査表（以下「審査表」という。）の整理番号になっている。審査表には、児童氏名・住所・父母の就労状況等・児童家庭の状況・他園の申込状況・兄弟状況・長時間（保育）等の個人情報と、審査の結果（入所・保留・却下）が記録されている。本件申立文書とこの審査表を照合すると、特定の個人を識別することができることとなることから、非開示とした。

家庭や児童自身の特定の状態を示した情報については、決定通知書に記載していないが、本号に該当するため追加して説明する。これらの情報については、それだけで個人が特定されることから、本号に該当し非開示とした。

- (2) 異議申立人が異議申立書で指摘する「開示された文書の中での整理番号に対する取り扱いの不統一」が生じた原因は、本来、非開示である本件整理番号の一部を対象文書の写しを作成する過程で、誤って開示したことによるものである。

このことについては、平成14年6月7日に異議申立人に陳謝・説明している。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分は、不当であり、整理番号の開示を求める。

(2) 本件処分に係る整理番号の性格について

本件処分に係る整理番号は、「保育園の入園希望者が提出した保育所入所申込書等に基づき戸塚区役所福祉保健センターで付番を行っているもの」との説明を戸塚区の担当者から受けている。

この整理番号の性格を考えると、入所申込みを行った者が申込書等に記載するものではなく、書類整理上便宜上付番されているものと考えられ、申請書等に記載されている個人情報とは区別されるものであると考えられる。

その結果として、整理番号には特定個人を識別する情報が含まれているとは認められないことから、非開示の根拠としている「個人に関する情報であり、特定個人が識別されるため」との理由をもって非開示とすることは不当である。

(3) 開示された文書中での整理番号に対する取扱いの不統一について

本件申立文書の内容を検討していくと、本文中に整理番号 3の申込者に対する情報として、「其の後 3が他区の上位希望園の内定が確認できたため、・・・」との記載がなされている。この記載については、「個人に関する情報であり、特定個人が識別され得ることがない」と判断して、実施機関としては、特定の入園内定者の整理番号を明らかにし、更に入園に至らなかった結果までを開示したのと考えられる。

この点から考えれば、他の非開示となっている整理番号を明らかにしない理由はないものとする。同一文書中、同じ項目について、一部が非開示、一部が開示という不統一な処理に明確な理由が存在しなければ、本件処分は不当であるといわざるを得ない。

(4) 審査表と審査表の整理番号の関連について

審査表の整理番号は、実施機関で便宜上付番されたものであり、仮に整理番号が開示されたとしても、審査表そのものを構成していないものである。

仮に整理番号が開示されたとしても、審査表の内容を開示しなければ実施機関が主張する個人が識別される可能性はないことから、実施機関の説明は不十分であると考えられる。

(5) 実施機関が提出した一部開示理由説明書の「その他」について

一部開示理由説明書に記載の内容について、申立人は平成14年6月7日に説明を受けている。

ところで、開示請求に基づき実施機関から回答された資料(内容)は、実施機関の最終判断により開示不開示の判断が検討された上で出されたものとして申立人は理解している。しかし、本件の場合のように異議申立てに対する内容について、理由はともかく誤って開示した部分があったということをもって、実施機関の説明が済むということであれば、本件に限らず一般的に異議申立人に対し極めて不利・不公平な状況を作ることとなる。すなわち、実施機関は、異議申立ての主張を見た後、誤って開示したとして当初の開示内容を変更することにより、異議申立て自体を無意味にすることが可能となる。

したがって、「その他」の部分の審査会における検討にあたっては、実施機関が交付した資料の内容では、一部整理番号が開示されていることを前提として、実施機関が開示請求に対して交付した文書において開示した整理番号について、異議申立てを受けているその部分が本来不開示であったということが可能であるのか、開示されている整理番号と不開示となっている整理番号に差があるのか、ないとすれば、全部開示すべきではないか、というような点を中心に検討していただきたい。

5 審査会の判断

(1) 保育の実施について

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定に基づき、横浜市では、法第6条で規定する保護者のいずれもが、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第9条の5、横浜市保育所保育実施条例(昭和62年横浜市条例第1号)第2条及び、横浜市保育所入所承諾運用及び選考基準(昭和63年3月18日横浜市民生局制定)で規定する「保育の実施の基準」のいずれかに該当することにより、その看護すべき児童を保育することができないと認められる場合に、保育を実施している。

しかし、「保育の実施の基準」に該当していても、特定の保育所が定員を超過する等の理由で、入所を希望する全児童を同時に入所承諾できない場合は、各区福祉保健センターにおいて「横浜市保育所保育実施事務取扱要領」(昭和63年3月18日民生局制定。以下「保育実施事務要領」という。)第8で規定する保育の実施会議を開催し、同要領第9の規定により、保育事務関係者が、審査表を審査資料として用いて、総合

的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を検討の上、決定しており、会議終了後、各保育所担当者により会議録が作成されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成13年2月8日に戸塚区福祉保健センターで開催された保育の実施会議における平成13年度の市立川上保育園入所承諾者の選考結果について記録した会議録のうち、0歳児に係る部分であって、保育所名、供覧月日、供覧済月日、供覧押印欄、開催内容（開催日時・出席者名）、審査結果（定員・継続人数・入所可能人数・承諾・保留の年齢別・合計の人数）、審査内容が記録されている。

審査内容に記録された事項のうち、各選考対象児童に付された本件整理番号は、本件申立文書とは別の、審査表に記録される個人ごとに付された番号に対応している。

なお、審査表は、保育所入所の申込内容及び保育に欠ける状況等を調査した担当職員が、保育の実施会議における保育実施の審査の資料として作成する文書であって、対象児童ごとに整理番号が付され、児童氏名・住所・父母の就労状況等・児童家庭の状況・他園の申込状況・兄弟状況・長時間(保育)等の個人情報と、審査の結果（入所・保留・却下）、定員等の人数欄などが記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された本件整理番号については、審査表に記録された整理番号と対応しており、審査表には、児童の氏名・住所等の個人情報や、審査の結果等が記録されているため、整理番号と審査表とを照合すると、特定の個人を識別することができることから、また、家庭や児童自身の特定の状態を示した情報については、それだけで個人が特定されることから、本号に該当し非開示としたと主張しているため、以下、その妥当性について検討する。

ウ 当審査会が本件申立文書及びこれに対応する審査表を見分したところ、本件申立文書に記録された本件整理番号は、(2)で述べたとおり、保育の実施会議の結果を記録した際に、審査表の個人ごとに付された整理番号と同一の番号が、本件申立文書の審査内容に記録されたものであることが認められる。

本件整理番号については、本件申立文書と審査表以外には使用されていないこと及び、本件申立文書中に記録された情報のうち、開示された情報には、審査対象者についての選考基準の該当状況等が記録されているが、特定の個人を識別することに結びつく情報は含まれていないことが認められることから、本件整理番号のみ、或いは本件整理番号を本件申立文書中の開示された情報と照合した場合、いずれの場合も、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、審査表には、(2)で述べたとおり、本件申立文書に記録された本件整理番号に対応する番号と共に、個人ごとに児童氏名・住所・父母の就労状況等・児童家庭の状況等の個人情報詳細に記録されており、これらの情報が開示されることとなれば、本件整理番号と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると考えられる。

しかし、審査表に記録された整理番号及び定員等の人数欄の記載を除いたこれらの情報は、特定の個人を識別することができるか又は公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであって、開示されるべき情報ではないと考えられる。

したがって、本件整理番号は、実施機関が主張するような、審査表等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとは認められないし、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものともいえないことから、本号本文に該当しない。

エ 本件申立文書に記録された家庭や児童自身の特定の状態を示した情報については、特定の個人の家庭等に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ また、実施機関においては、今後は、決定通知書に非開示とする部分の記載をもなく行う等、情報公開制度の適正な運用を行うよう留意されたい。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書で非開示とした情報のうち、児童に付された整理番号を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の情報を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	・審議
平成15年9月26日 (第20回第二部会)	・審議
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議